

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 219 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 FAQ(制度編)について」

経済産業省は、2021年1月18日に「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 FAQ(制度編)」(以下「本FAQ」)を公表しました。

日本では、会社法による事業報告及び計算書類(以下「事業報告等」と、金融商品取引法(以下「金商法」)による有価証券報告書の作成が求められます。一方、諸外国では開示ルールを定める法律が複数ある場合でも、開示書類は一体のものとして作成されることが多いとされています。

経済産業省及び関係省庁は、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減などを目的に一体的開示を容易にするための取り組みを進めており、本FAQは2017年12月、2018年12月に経済産業省より公表された取り組み資料に続くものです。

この取り組みでは、一体開示と一体的開示の二つの概念があります。一体開示とは、事業報告等と有価証券報告書を一体の書類(以下「一体書類」)として、同時に開示することをいいます。また、一体的開示とは、開示書類間の重複や微妙な違いを共通化して行う開示であり、一体開示を含んだ概念です。

一体開示を行う場合、企業にとっては開示書類の作成業務の効率化や監査の同時実施などのメリットがあるとされ、また、投資家にとっても一度に必要な情報が得られることの利便性、海外投資家には開示制度の分かりやすさの向上などのメリットがあるとされています。

本FAQにもあるとおり、一体開示は現行法制下でも可能とされていますが、一体書類を定時株主総会招集通知と共に株主総会の日々の2週間前までに株主に対して発送する必要があるなど、依然、ハードルが高いと考えられます。

2021年1月18日時点では、一体開示を行っている上場会社はありません。

一方、一体的開示は開示書類の一部から共通化を進めることが可能であり、調査((株)野村総合研究所 2020年3月)によると、回答した上場会社の約2割は、すでに事業報告等と有価証券報告書の記載を共通化しているようです。

記載の共通化を進めるにあたっては、財務会計基準機構が2018年3月30日に公表した「有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－」が参考になると考えられます。ここでは、記載の共通化を図るうえでのポイントや記載事例が示されており、その一例は以下のとおりです（有価証券報告書の記載項目／事業報告等の記載項目の順で記載されています。）。

- ・「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」
- ・「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」
- ・「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」
- ・「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」
- ・ 財務諸表及び計算書類の表示科目

現時点では一体開示は難しくても、一体的開示を進めることは効率的かつ効果的な開示書類作成業務の一助になると考えられます。